平成２３年（フ）第２０１９号
神奈川県横浜市旭区上白根町795―12―２―304
債務者　白鳥　　隆
1　決定年月日時　平成23年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２０２２号
東京都墨田区錦糸２丁目14―７―303
債務者　中村　真生
1　決定年月日時　平成23年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２０２８号
埼玉県入間市春日町２丁目14―10―107
債務者　田島　　恵
1　決定年月日時　平成23年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２０２９号
東京都立川市柴崎町４丁目11―26　柴崎町４丁目第２アパート406
債務者　藤田　祐志
1　決定年月日時　平成23年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２０３２号
東京都世田谷区北沢３丁目13―４
債務者　黒沼　利仁
1　決定年月日時　平成23年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月19日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２０３３号
東京都江戸川区東小岩２丁目21―６
債務者　山内　崇泰
1　決定年月日時　平成23年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２０３８号
東京都足立区栗原３丁目11―２―105
債務者　吉田　信利
1　決定年月日時　平成23年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５５号
神奈川県茅ヶ崎市西久保2002―15―203、住民票上の住所神奈川県茅ヶ崎市若松町３番16―101号　ソフィア湘南茅ヶ崎
債務者　北林　茂雄
1　決定年月日時　平成23年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月20日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５６号
岡山市南区新保685番地13　スペースアップ新保703
債務者　福田　友博
1　決定年月日時　平成23年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月22日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第８号
石川県七尾市川尻町ト部23番地
債務者　高橋　貴幸
1　決定年月日時　平成23年２月18日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月20日午後１時20分
金沢地方裁判所七尾支部

平成２３年（フ）第２９１号
東京都足立区東綾瀬２丁目16―22―Ⅲ203
債務者　森谷あゆみ
1　決定年月日時　平成23年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月21日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１号
島根県隠岐郡隠岐の島町栄町406番地、住民票上の住所島根県隠岐郡隠岐の島町栄町406番地
債務者　岩井　幸江
1　決定年月日時　平成23年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月21日午後３時
松江地方裁判所西郷支部破産係

平成２３年（フ）第６号
石川県七尾市石崎町香島３丁目32番地
債務者　新家真理夫
1　決定年月日時　平成23年２月18日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月22日午後２時45分
金沢地方裁判所七尾支部

平成２３年（フ）第７号
熊本県山鹿市川端町209番地クルーセＢ202号
債務者　宇都宮理恵
1　決定年月日時　平成23年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月22日午前11時
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２３年（フ）第１０号
釧路市春採４丁目28番14号　メゾンソシアル102
債務者　中島　陽一
1　決定年月日時　平成23年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月27日午前９時30分
釧路地方裁判所